

産後ケアの ご案内



大和高田市

出産後、赤ちゃんのお世話の仕方がよくわからない。これで良いか不安になる。
授乳がうまくいかない。おっぱいのケアの仕方を知りたい。お産と育児の疲れから体調がよくない。
手伝ってくれる人がいなくて少し休みたい。ゆっくり話を聞いてほしいなど・・・
出産後、育児等の支援が必要な方を対象に、産後ケア事業を実施しています。

利用できる方

- 大和高田市に住所を有する生後1歳未満（37週0日未満の早産の方は、出産予定日からみて1歳未満）の児、母
 - 大和高田市に住所を有する、流産・死産により心身に不調のある方
- ※上記の方で、医師より病院等への入院が必要とされていない方

産後ケアでできること

- 授乳の相談 ●おっぱいのケア ●赤ちゃんの身体測定 ●育児の相談 ●沐浴 ●休養 ●ママのからだのサポート
- ママのこころのサポート

内容

ショートステイ（宿泊）型

病院や助産所に泊まり、助産師のケアを受けることができます。一日を通して、授乳や育児のアドバイスを受けることができます。「家族からのサポートが得られない」「赤ちゃんを預けて休みたい」「じっくりケアを受けたい」といった方におすすめです。

デイサービス（通所）型

病院や助産所に行き、日帰りで助産師のケアを受けることができます。利用時間を選ぶことができ、目的に合わせた利用が可能です。「少しの間でも休みたい」「上の子のお迎えまでの間に」「気分転換に外出してケアを受けたい」といった方におすすめです。

アウトリーチ（訪問）型

ご自宅に助産師が伺い、ケアを行います。おうちでの授乳や沐浴などの育児のお手伝いが可能です。「家でゆっくりケアを受けたい」「自分の家にあった方法が知りたい」といった方におすすめです。



お問い合わせ先

大和高田市保健センター

〒635-0096 大和高田市西町 1-45
TEL 0745-23-6661 FAX 0745-23-6660

申請～利用までの流れ



1

保健センターに申請（妊娠後期から申請が可能です。）

- 保健センターに来所または郵送にてご利用希望日の2週間前までに申請書を提出してください。（ご家族の代理申請も可能。）

※原則、来所での申請をお願いします。

〈来所の場合〉要予約

申請時の持ち物 母子健康手帳、本人確認書類、申請書

妊娠中に申請し出産後、産後ケアを利用される場合は、利用前に保健センターへお電話ください。

※転入された方（1月1日現在の住所地が本市以外）で、非課税世帯の方は前市町村の非課税証明書

〈来所が難しい場合、下記の方法にて郵送での申請が可能です。〉

- 申請書を両面ご記入の上、保健センターまで郵送してください。
妊娠6ヶ月頃に保健センターより送付する返信用封筒（出産前サポート質問票用）に申請書を同封していただくと、郵送料のご負担は不要です。
- 申請書が到着後、1～2週間以内に保健センターから申請者にお電話し、申請内容を確認させていただきます。※お急ぎの場合はお電話ください。

郵送での申請に必要なもの

申請書（両面記入）、非課税・生活保護世帯の場合は本人確認書類の写し（顔写真のないものは2種類必要）

※転入された方（1月1日現在の住所地が本市以外）で、非課税世帯の方は前市町村の非課税証明書

※マイナンバーカードの場合、表面のみのコピー

2

保健センターより、「産後ケア利用券（7枚つづり）」の送付

※利用券の送付は産後に状況をお電話等で確認してからになります。

送付には約1週間かかります。

3

予約 利用したい施設に電話

- 施設へ直接予約のお電話をお願いします。
- ※施設により空き状況に差があります。予めご了承ください。

4

保健センターより、利用施設へ申請書を送付

5

利用

- 利用施設またはご自宅で、ご希望のサービスを受けます。
- 産後ケア利用券、母子健康手帳を施設へ持参してください。（その他の持ち物については、大和高田市HPまたは施設のHP等でご確認ください。）
- 利用者負担金は、利用時に直接施設（アウトリーチの場合は助産師）へお支払いください。

※緊急を要する場合は、上記のとおりではないこともございます。

まずは、保健センター（0745-23-6661）へご相談ください。

スケジュールの例



ショートステイ

1 日 目	10:00	来院 お部屋のご案内 問診 児の計測・沐浴
	12:00	昼食 乳房ケア・休息
	15:00	おやつ 入浴・シャワー
	18:00	夕食
2 日 目	7:00	朝食 児の計測・沐浴
	10:00	帰宅
		授乳のお手伝い適宜 夜間もケアが 受けられます。

デイサービス

	9:30	来院 お部屋のご案内
	10:00	問診 児の計測・沐浴
	12:00	昼食 乳房ケア・シャワー
	15:00	おやつ・休息
	18:00	夕食
	20:00	帰宅

利用時間が選べます。
施設によって、時間
利用料金は異なります。

※夜間の児の預かりは、児の月齢や状況に合わせて行います。

産後ケア利用券について



- 産後ケア利用時に必要な産後ケア利用券の枚数は以下の通りです。
産後ケアを予約する際には、必要枚数があることを確認して予約してください。

	利用券2枚	利用券1枚
	利用券4枚	利用券1枚
	利用券6枚	

- 産後ケア利用券を紛失、破損した場合は、保健センターで再発行の手続きが必要です。保健センターまでご連絡ください。
- 他市町村へ転出された場合は、大和高田市が発行した産後ケア利用券は使用できません。

利用上限



- 生後1歳未満（37週0日未満の早産の方は、出産予定日からみて1歳未満）の間でショートステイ・デイサービス・アウトリーチ合わせて7日（回）まで利用可（ショートステイは1泊を2日（回）、デイサービスとアウトリーチは1回の利用で1日（回）と考えます。）

例1：ショートステイ1泊＋デイサービス3日＋アウトリーチ2回＝通算7日（回）利用
例2：ショートステイ2泊＋デイサービス3日＝通算7日（回）利用

キャンセルについて



- キャンセルや変更については、直接施設へ連絡してください。
- 利用予定日の前々日（土日祝日を除く）17時を過ぎて、キャンセルや変更をした場合、キャンセル料（利用者負担金の全額）が発生します。

例) 6 June

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
16	17	18	19	20	21 キャンセル 変更は17時まで	22
23	24	25 産後ケア 利用日	26	27	28	29

7 July

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
7	8	9	10	11 キャンセル 変更は17時まで	12	13
14	15 海の日 祝日	16 産後ケア 利用日	17	18	19	20

里帰り先で産後ケアを利用したい場合



里帰り出産等の理由で、大和高田市が契約していない施設で産後ケアを希望する場合は、事前に大和高田市保健センターへご相談ください。利用の際は、一旦利用料を全額ご負担していただき、後日償還払いとなります。（上限あり）
事前にご相談がない場合、償還払いの手続きができないため、ご注意ください。また、サービスの内容や施設によって助成の対象外となる場合があります。

ご利用上の注意



- 分娩施設での延長入院とは別のものになります。産後ケアには送迎・家事等の支援は含まれませんので、ご注意ください。
- 2回目以降のご利用については、保健センターへの申請は不要です。
※ただし、前回利用時から、利用者の方やお子さんに心身の状態の変化（例えば、身体のことやこころのことで医療機関やカウンセラーに受診・相談をしているまたは予定があるなど）があれば、保健センターにご連絡ください。
- 産後ケア利用券には、申請時の世帯区分（課税・非課税等）を記載しております。変更がある場合、再度申請していただく必要があります。
- 実施施設の所在地で気象警報が発表された場合（発表される可能性が高い場合も含む。）や実施施設の職員が感染症に罹患した場合など事業者側のやむを得ない事情により、実施日が変更になる可能性があります。予めご了承ください。